

防災・災害・危機管理対策の充実強化について

(新潟県市長会)

都市自治体においては、東日本大震災のような大規模自然災害に即応できる防災対策の一層の充実が求められている。

国においては、次の事項について、積極的かつ適切な措置を講じられるよう強く要望する。

1 東日本大震災に係る避難者支援等について

- (1) 「子ども・被災者支援法（略称）」の理念に基づき、避難者の多様なニーズに即した支援施策を推進すること。
- (2) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村に対して適切な財政措置を講じること。

2 原子力発電所の安全確保及び原子力災害対策の強化について

- (1) 福島第一原子力発電所事故の徹底した検証と総括を実施し、原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、新規制基準に基づく適合性審査の結果を分かりやすく説明し、住民の不安解消に努めること。
- (2) 原子力発電所における不適切事案について、迅速に公表する仕組みを構築し、原子力発電所の透明性向上に取り組むとともに、原子力事業者の適格性について、企業風土や安全文化を含め、改めて、継続的かつ厳格に評価、指導すること。
- (3) 広域避難体制等の原子力防災対策における広域的調整について、国・県・市町村と事業者が相互に連携し、問題解決が図られるよう、地方自治体への更なる支援を講じること。
- (4) 地方自治体が策定した避難計画の実効性を高めるため、原子力災害対策指針における未解決の課題に係る方針や、感染症流行時及び大雪等の複合災害時における具体的な避難方法を示すとともに、サイバーテロを含むテロ対策などの必要な課題について、積極的に支援・関与すること。
- (5) U P Z 圏内の都市自治体が実施する原子力災害対策に係る経費について、財政支援を講じること。
- (6) 要配慮者施設における放射線防護対策への財政支援を拡充すること。
- (7) 原子力施設の安全規制上における「安全協定」のあり方や地方自治体の役割分担を明確にすること。
- (8) 原子力発電所立地地域における広域避難用幹線道路を重点的に整備促進すること。

また、原子力災害時に備え、豪雪時等における安全かつ円滑な避難を確保するため、国の責務として、地域の実情に応じた避難路の整備や住民の輸送手段の確保対策を速やかに実施すること。

3 国土強靱化に向けた取組の強化について

- (1) 日本海国土軸を強化する社会資本整備を推進するため、社会資本整備総合交付金等の財政支援措置について、十分な予算を確保すること。

また、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を重点的かつ集中的に実施し、必要な予算・財源を例年以上の規模で確保するとともに、地方の拠点化を図る大型プロジェクトに対して集中的に財政支援措置を講じること。

- (2) 過去の大規模水害を踏まえ、直轄河川における河道掘削やもぐり橋の解消といった流下能力向上、堤防等の整備強化や分水路の抜本的改修など、直轄河川の治水対策を推進すること。

また、治水や利水において広範囲に影響を及ぼす河川について、治水安全度等が早期に向上するよう、国と県との緊密な連携による水系一貫となった治水対策を推進すること。

- (3) 沿川地域住民の生命・財産を守り、企業等が安心して立地できる安全性を確保するため、緊急自然災害防止対策事業債の期間延長など、河川の防災減災対策に係る制度を拡充すること。

4 防災・危機管理対策等の充実強化について

- (1) 消防団員の処遇改善等を図るため、消防団員の年額報酬及び災害以外に係る出動報酬について、地域の実情や出動実績に応じた十分な財政措置を講じること。

また、豪雪地域における地下式消火栓から、多雪式消火栓への更新に対して、防災対策事業債の充当率及び交付税算入率を引き上げること。

- (2) 被災者生活再建支援法について、被災世帯数の基準を設けず、被災した全ての世帯が支援を受けられるよう要件を緩和するとともに、災害発生時に入院や施設入所などの理由で、被災した住宅に居住の実態がない場合でも支援の対象となるよう、居住実態の判断基準を見直すこと。

- (3) 豪雨発生時に早期の避難情報発令に繋がられるよう、前線性の降雨及び線状降水帯の発生に関する気象予測の精度向上を図り、早期の気象情報発出に努めること。

- (4) 防災行政無線の保守点検及び、緊急情報の多様な伝達手段強化に係る費用について財政支援を拡充すること。

- (5) 豪雪は、緩慢かつ長期にわたる災害であり、交通網の寸断による経済社会活動への影響や農業施設等への被害は甚大で、その被害の把握には時間を要することから、土砂災害対応等と同様に豪雪災害の激甚災害法への位置付けや災害救助法の適用など、豪雪被害の実態を踏まえた災害対応法制度の拡充を図ること。

- (6) 大雪による災害救助法適用時における救助可否の判断に当たっては、大雪の特徴を考慮した現実的かつ明確な判断基準を設定するとともに、被害状況を把握するための写真資料については、緊急を要する場合は添付を不要とするなど、現場の実情を踏まえ、申請事務の簡素化を図ること。

また、公営住宅及び借家の出入口の除雪を災害救助法における救助対象とするよう、運用改善を図ること。

- (7) 災害ボランティアセンターの運営や、ボランティア活動に係る費用なども災害救助法の適用対象とすること。

- (8) 治水対策を強化するため、田んぼダム整備が流域全域で推進されるための支援を拡充するとともに、スマート田んぼダムの導入などに係る新たな支援制度を創設すること。
- (9) 米軍機による飛行訓練を行うに当たっては、騒音等に対する市民からの問合せ等に対応できるよう、都道府県を經由して、飛行予定区域の市町村にも飛行計画等を事前に周知すること。
- (10) 国民の生命、財産を守るため、関係各国と連携し、最大限の外交努力をもって、北朝鮮による弾道ミサイル発射の抑止に努めるとともに、Jアラートの精度向上を図り、迅速、的確に伝達されるよう、運用の見直しを図ること。

5 北朝鮮による拉致問題の早期解決について

日本国政府として、主体的に北朝鮮と直接交渉を行い、拉致問題を一刻も早く全面解決すること。

また、拉致問題への国民の関心が風化することのないよう、国民への積極的な啓発活動に取り組むこと。